

▼所管部署 建設水道課都市計画係 ☎85-6140

⑤ 白鷹町下水道事業運営審議会

下水道事業に係る受益者負担金と分担金、使用料などに関し、調査と審議を行う機関です。

▼応募資格 町内に住所を有する下水道使用者で、応募時点で満25歳以上の方
▼開催予定回数 年1〜2回程度

▼所管部署 建設水道課下水道係 ☎85-6138

⑥ 白鷹町水道経営審議会

水道事業の経営その他必要な事項について、調査と審議を行う機関です。

▼応募資格 町内に住所を有する水道使用者で、応募時点で満25歳以上の方

▼開催予定回数 年数回
▼所管部署 建設水道課水道係 ☎85-6137

⑦ 白鷹町病院事業等運営委員会

病院事業管理者の諮問に就き、病院事業等の運営に関して審議する機関です。

▼応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方で、病院事業等の経営に関心をお持ちの方
▼開催予定回数 年2〜3回程度
▼所管部署 町立病院事務局 総務係 ☎85-2155

◆応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、所管部署に提出してください。詳しい応募要項及び応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

◆応募締切

3月4日(水)(消印有効)

◆選考方法

審議会等委員選考審査会で審査のうえ選考します。

◆審査結果

応募者全員に通知します。

◆その他

(1)委員報酬 それぞれ次の額の報酬をお支払いする予定です。

◇白鷹町振興審議会、白鷹町国民健康保険運営協議会、白鷹町都市計画審議会、白鷹町下水道事業運営審議会、白鷹町水道経営審議会、白鷹町病院事業等運営委員会の各委員は、日額6000円(ただし、会議時間が4時間未満の場合は日額3000円)

◇白鷹町図書館協議会の委員は年額8500円

(2)各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、白鷹町個人情報保護条例第3条第2項の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合(職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合など)は罰則の対象となります。

■問い合わせ

各審議会等の所管部署へお問い合わせください。

「白鷹町明るい健康都市づくり推進会議」委員を募集します

白鷹町明るい健康都市づくり推進会議は、地域の実情に即した保健・医療・福祉事業の円滑な推進を目的として、各種事業計画を具体化していくためにご意見などをいただく機関です。

▼募集人員 3人
▼任期 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

▼応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方

▼保健・医療・福祉に関心があり、年2〜4回程度の会議に出席できる方
◇白鷹町の議員及び職員でないこと

◇次の基準を満たしている方
①納税等(町税等)の義務を果たしていること
②公民権を有していること
③破産者で復権を得ない者でないこと
④成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと

被補助人でないこと
⑤刑執行中の犯罪歴がないこと

⑥暴力団員等でないこと
▼応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、健康福祉課に提出してください。詳しい応募要項及び応募用紙は健康福祉課に備えてあります。また、応募用紙はホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 3月4日(水)(消印有効)
▼選考方法 審議会等委員選考審査会で審査のうえ選考します。

▼審査結果 応募者全員に通知します。

▼委員報酬 日額 6000円(ただし、会議時間が4時間未満の場合は日額3000円)

■申し込み・問い合わせ 健康福祉課 ☎86-0210